

## 公益財団法人ひろしま国際センター 「留学生住宅保証制度実施要綱」

### (目的)

**第1条** この要綱は、公益財団法人ひろしま国際センター（以下「国際センター」という。）が、留学生住宅保証制度（以下「本制度」という。）に加入している広島県留学生活躍支援センター事業に参加の、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に在籍する外国人留学生が賃貸住宅を借りるときの連帯保証人として機関保証を行うことにより、留学生の住宅確保の円滑化を図ることを目的とする。

### (制度の内容)

**第2条** 本制度の対象者は、大学等に在籍、または入学することが確実な者で、「留学」の在留資格を有する者（以下「留学生」という。）とする。

2 対象となる住宅は、制度の趣旨に賛同する宅地建物取引業者（以下「宅建業者」という。）からの斡旋、紹介によるものとする。

3 国際センターは、留学生が賃借人として住宅の所有者（以下「家主」という。）と締結する建物賃貸借契約上の連帯保証を行う。

但し、連帯保証の範囲は次に掲げる項目で、敷金を充当した残余とし、公益財団法人日本国際教育支援協会からの「補償金」支払額（上限30万円）を限度に保証する。

ア.滞納家賃（共益費を含む。）と延滞損害金

イ.退去に伴う原状回復に要する経費

ウ.行方不明時及び帰国時の家財等の処分に要する経費

### (契約書)

**第3条** 留学生が本制度を利用して住宅を賃借するときは、別記様式第1号の「建物賃貸借契約書」を使用するものとする。

### (申請手続き)

**第4条** 本制度を利用する留学生が在籍する大学等は、別記様式第2号の利用申請書を国際センターに提出するものとする。

但し、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 本制度を利用する大学等は、公益財団法人日本国際教育支援協会の留学生住宅総合補償（以下「留学生住宅総合補償」という。）について協力校として加入すること。

(2) 留学生は、申請にあたっては、所属する大学等の推薦を受けること。

(3) 留学生は、本制度を利用する全期間について、留学生住宅総合補償に加入すること。

### (加入大学等)

**第5条** 大学等は、本制度を留学生に対し、周知する。

2 大学等は、留学生が申請するに際し、国際センターに対し、別記様式第2号の利用申

請書により推薦を行う。

- 3 大学等は、本制度を利用する留学生に対して日常生活上の指導を行うとともに、事故が発生した場合は、事情を遅滞なく調査し、その顛末を国際センターに報告するものとする。
- 4 大学等は、本制度を利用する留学生について、退学、転学、除籍、転居、在留資格の喪失等、連帯保証契約に影響を及ぼすおそれのある事由が発生した場合は、直ちに国際センターに報告するものとする。

#### **(事故等の処理)**

**第6条** 賃貸借契約上の事故等が発生した場合、国際センターは、すみやかに大学等に連絡し事情の調査等を依頼する。

- 2 大学等は、事故の状況を調査し、すみやかに国際センターに報告しなければならない。
- 3 留学生が保証期間中に退学等により所属する大学等の身分を失ったときは、宅建業者の協力を得て、国際センター及び大学等は協力して、すみやかに退去等による解約措置が取られるよう留学生の指導に努めなければならない。
- 4 国際センターは、大学等から事情を聴取した上で、大学等と協力して必要な手続きを行う。

#### **(求償)**

**第7条** 国際センターは、家主に対して連帯保証に基づく債務を弁済したときは、借主である留学生に求償することができる。この場合において、当該留学生が所属する、または所属していた大学等は、国際センターが行う求償権の行使に協力するものとする。

#### **(加入及び脱退)**

**第8条** 本制度に賛同し加入する大学等は、国際センターに対して別記様式第3号の加入申請書により加入を申し込むものとする。また、大学等が脱退を希望する場合は、別記様式第4号の脱退申請書により届け出るものとする。

#### **(要綱の改正等)**

**第9条** 国際センターは、この要綱の改正等を行ったときは、大学等及び宅建業者にすみやかに通知するものとする。

#### **(その他)**

**第10条** この要綱に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、別に定める。

#### **附 則**

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。